令和7年度
保育所・認定こども園等
入所(園)のしおり

入所(園)申込受付期間

令和6年 10 月 17 日(木)～10 月 31 日(木)

このしおりに記載している内容は令和６年 10 月時点の情報です。今後、国等の動向により内容が変更になる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

【お問合せ先】
米原市役所　保育幼稚園課
〒５２１－８５０１
米原市米原１０１６番地
ＴＥＬ　０７４９－５３－５１３３
E-mail　hoyo@city.maibara.lg.jp

目　　次

○　昨年度からの変更点……１
１．教育・保育給付認定とは……２
２．各施設の利用年齢と特徴……２
３．保育所・認定こども園長時部・小規模保育事業所の利用……３
４．保育の必要量（預かり時間）……４
５．通園方法……４
６．給食の提供について……５
７．保育料について……６～８
８．認定こども園短時部の申込手続……８～10
９．保育所・認定こども園長時部・小規模保育事業所の申込手続……11～15
10．保育所・認定こども園長時部・小規模保育事業所の
　　利用調整と決定……15～16
11．よくある質問……17～22
12．米原市内の保育所・
　　認定こども園・小規模保育事業所一覧表……23
13．延長保育事業について……24
14．一時預かり事業の実施について……25
15．保育士等の子どもの利用調整上の優先について……26
16．入園した場合の園児の１日について……27
17．記入例……28～31

昨年度からの変更点

１．保育所等の利用要件が変わります。

令和７年度入所申込みから、保育所等（保育所・認定こども園長時部・小規模保育事業所）を利用するために必要となる保育認定を受けるための保育の必要性の認定基準のうち、妊娠・出産および就労（育児休業）の要件を変更します。

①妊娠・出産を理由に利用する場合（０～５歳児）

利用期間を「おおむね出産前２か月、出産後６か月以内」から「おおむね出産前２か月、**出産後 12 か月以内**」に変更し、**利用できる期間を６か月間延長します。**

②保護者の育児休業中に利用する場合（３～５歳児）

利用希望の子どもが３歳以上児で、保護者が下のきょうだいのために育児休業を取得している場合、育児休業からの復帰時期や、子どもの在園状況によっては保育所等を利用できないケースがありましたが、これらの要件を廃止し、**３歳以上児で保護者が希望する場合は、育児休業中であっても保育所・認定こども園長時部を利用することができることとします。**

※これまでの制度の通り、認定こども園短時部を利用することも可能です。

２．申請書等の様式が変わります。

米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書兼現況届書とし、記入いただく項目に「⑥育児休業の延長」を追加します。

「育児休業の延長をすることができるか」に対して「はい」とした場合、入所調整の際の点数が大きく減点（－20 点）となり、希望する園に入園できる可能性が低くなりますので御注意ください。（令和７年度中に施設利用を希望する場合は必ず「いいえ」を選択してください。）

３．就労証明書の様式が変わります。

令和７年度入所申込みから、提出いただく就労証明書については国が定める全国統一様式である「標準的な様式」に変更しますので、勤務先等との調整をお願いします。

ただし、令和７年度入所申込みにおいては従来の様式でも受付は可能です。９月１日以降に証明されたものを御提出ください。

４．山東幼稚園は閉園します。

米原市立山東幼稚園は、令和７年３月末に閉園します。

１．教育・保育給付認定とは

平成 27 年４月より幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援制度」が全国的に始まりました。

保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業（小規模保育事業所）等への入所（園）を希望する利用者は、教育・保育給付認定を受けて施設を利用することとなります。

子どもの年齢や教育・保育の必要性に応じて、次のとおり３つの認定区分があり、利用できる施設や預かり時間が異なります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
１号認定 （教育認定子ども）	満３歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園、 認定こども園短時部
２号認定 （保育認定子ども）	満３歳以上で保護者の労働や疾病等により保育を必要とされる場合	保育所、 認定こども園長時部
３号認定 （保育認定子ども）	満３歳未満で保護者の労働や疾病等により保育を必要とされる場合	保育所、 認定こども園長時部、 小規模保育事業所

※受付期間内に申込み書類を提出された場合の支給認定証等の交付について、子ども・子育て支援法第 20 条第６項の規定により「教育・保育給付認定申請に対する処分は、当該申請のあった日から 30 日以内にしなければならない」と定められているところですが、年度当初の施設利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから、令和７年１月下旬にお知らせする予定をしています。支給認定証の交付および施設等利用調整結果の通知につきましては、**Ｐ15** を御確認ください。

２．各施設の利用年齢と特徴

各施設の利用年齢と特徴は、次のとおりです。

施設等の区分		年齢	認定	施設等の特徴
幼稚園		３から５歳	１号	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。
保育所		０から５歳	２号 ３号	就労などの事由により家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	短時部	３から５歳	１号	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
	長時部	０から５歳	２号 ３号	
小規模保育事業所		０から２歳	３号	少人数の単位で子どもを預かる事業です。

※市内には保育所、認定こども園、小規模保育事業所が設置されています。

３．保育所・認定こども園長時部・小規模保育事業所の利用

保育所・認定こども園長時部・地域型保育事業（小規模保育事業所）の利用には保育認定（２号認定・３号認定）を受ける必要があります。保育認定は、保護者のいずれも（両親または両親と別居している場合は子どもを養育している者）が次の理由に該当する場合です。

小学校入学の準備や集団生活を体験させるため、あるいは下の子どもの保育に手が掛かるなどの事由では、利用の対象とはなりません。

【保育の必要性の認定基準】

保育を必要とする理由	
就労	保護者が一月当たり 48 時間（週３日かつ１日４時間）以上労働することを常態としており、子どもの保育ができない場合
妊娠 出産	保護者が妊娠中であるか、または出産後間がないため、子どもの保育ができない場合（おおむね出産前２か月、出産後 12 か月以内）
疾病 障がい	保護者が病気、けがまたは心身に障がいがあり、子どもの保育ができない場合
介護等	保護者が、病気または心身に障がいがある同居（長期入院・入所を含む）の親族を長期にわたり常時介護・看護しており、子どもの保育ができない場合
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっており、子どもの保育ができない場合
求職活動 （内定含む）	保護者が求職活動や起業準備のために、子どもの保育ができない場合
就学	保護者が就学（学校教育法に規定する学校、専修学校等）により、子どもの保育ができない場合（週３日かつ１日４時間以上の履修が必要）
職業訓練	保護者が職業訓練（職業能力開発促進法に規定する施設において実施されるもの）を受けているため、子どもの保育ができない場合

【注意事項】

①土曜日に保護者の仕事が休みなどの場合は、家庭での保育をお願いします。

②就労等の事情がある場合、保護者の希望により、延長保育制度が利用できます（別途延長保育料が必要です。）。御希望の方は、各保育所・認定こども園等に御相談ください（延長保育を実施していない施設もあります。）。

※保育時間、延長保育実施の有無については、別冊「米原市保育所・認定こども園・小規模保育事業所の案内」を御参照ください。

③休所（園）日は、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から１月３日）です。ただし、災害時や感染症の集団感染発症時期には家庭保育をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

※休所（園）日は、各施設によって異なる場合があります。

４．保育の必要量（預かり時間）

保育認定（２号認定および３号認定）を受ける子どもは、保育を必要とする事由と保護者の状況に応じて、次のとおり「保育標準時間」または「保育短時間」の２種類による保育の必要量（預かり時間）の認定に区分されます。

保育の必要量の認定	認定基準に係る時間等
保育標準時間 （１日最大 11 時間の中で必要となる保育時間）	１月当たり 120 時間以上（１週間 30 時間以上）の就労や就学を常態とする場合、母親が妊娠または出産後間がない場合（出産予定月の前２か月から出産月の後６か月まで）、介護、病気、けがまたは心身に障がいがある場合などが対象となります。
保育短時間 （１日最大８時間の中で必要となる保育時間）	１月当たり 48 時間以上 120 時間未満の就労や就学を常態としている場合、母親が出産後間がない場合（出産月の後７か月から 12 か月まで）、求職活動、育児休業を理由として保育を希望される場合が対象となります。

※保育標準時間の認定要件に該当する場合は、保護者の希望により保育短時間を選択することも可能です。

※保育標準時間の認定は月に 120 時間以上の就労を要件として認定を行っていますが、**就労時間が 120 時間未満の場合でも就労証明書の就労時間が各施設が定める保育短時間の預かり時間を超える（送迎が間に合わない）場合は、保育標準時間の認定が可能です。**

５．通園方法

（１）公立・私立認定こども園短時部の通園方法は、次のとおりです。

施設名	通園方法
いぶき認定こども園（短時部）	個人送迎または通園バス（有料）
かなん認定こども園（短時部）	個人送迎または通園バス（有料） ※３歳児は６月以降通園バスが利用できます。
おうみ認定こども園（短時部）	
まいばら認定こども園（短時部）	個人送迎
認定こども園 チャイルドハウス近江（短時部）	
柏原こども園（短時部）	
長岡学園（短時部）	個人送迎または通園バス（有料）

（２）私立保育所および公立・私立認定こども園長時部の通園方法は、原則、個人送迎となります。ただし、長岡学園長時部、醒井保育園、いぶき認定こども園長時部（朝のみ）、かなん認定こども園長時部（朝のみ）およびおうみ認定こども園長時部（朝のみ）では、通園バスを運行しているため一部地域の方は利用可能です（別途利用料が必要です。）。

６．給食の提供について

（１）年齢別の給食等の提供について

年齢区分	給食	おやつ	給食代等
３から５歳児	市内全園で給食提供を行っています。	１日１回 （２号認定のみ） （午後）	各施設により規定された金額をお支払いいただきます。
０から２歳児		１日２回 （午前・午後）	給食・おやつ代は、保育料に含まれています。

※公立施設の３歳以上児の給食提供については、長期休業期間中を除いて、米原市立学校給食センターによる給食提供となります。

（２）３歳以上児の副食費の免除について

３歳以上児クラス（１号認定は満３歳以上児）の給食費のうち副食費（おかず・おやつ代等）について、世帯の所得区分により、副食費が免除される場合があります。

各認定区分	副食費免除対象者
１号認定 （教育認定子ども）	・市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯 ・市民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯で、第３子以降の子ども ・世帯の所得区分に関わらず、小学校３年生以下の子どものうち第３子以降の子ども
２号認定 （保育認定子ども）	・市民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯（ひとり親世帯等は市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯） ・市民税所得割課税額 57,700 円以上 97,000 円未満の世帯（ひとり親世帯等は市民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯）で、第３子以降の子ども ・世帯の所得区分に関わらず、保育所、幼稚園および認定こども園を同時利用する子どものうち第３子以降の子ども

※副食費免除の対象者となる方には入園月の中旬にお知らせします。

※副食費免除の基準となる市民税額については、４月から８月分までを令和６年度（令和５年分所得）の市民税額に基づき算定し、９月から翌年３月分までは令和７年度（令和６年分所得）の市民税額に基づき判定します。

7．保育料について

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。３歳以上児クラス（１号認定は満３歳以上児）の保育料は無料となります。

０から２歳児クラスは次のとおり保育料を御負担いただくこととなります。ただし、無償化に伴いＢ階層（市民税非課税世帯）の保育料は無料です。

（１）保育料徴収基準額

令和７年度の保育料基準額は、利用開始月の中旬頃に決定します。国や県の動向等に基づき変更される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

【参考資料】令和6 年度保育料（令和6 年 10 月時点）　　（円）

階層区分				推定年収	利用者負担 3歳未満児 保育標準時間	利用者負担 3歳未満児 保育短時間	国・県の多子世帯等における保育料負担軽減事業 国制度適用	国・県の多子世帯等における保育料負担軽減事業 県制度適用
A	生活保護世帯			—	0	0	—	—
B	市民税非課税世帯			～260 万円	0	0	—	—
C	市民税所得割非課税世帯			～330 万円	9,300 0	9,100 0	第2子：半額 第3子以降：無償化	—
D1	市民税所得割課税世帯	48,600 円未満		～330 万円	15,100 0	14,800 0	第2子：半額 第3子以降：無償化	—
D2-1	市民税所得割課税世帯	72,800 円未満	うち 57,700 円未満	～360 万円	19,200 9,600	18,900 9,450	第2子：半額 第3子以降：無償化	—
D2-2	市民税所得割課税世帯	72,800 円未満	うち 57,700 円以上	～360 万円	19,200 11,100	18,900 10,800	—	第3子以降：無償化
D3-1	市民税所得割課税世帯	97,000 円未満	うち 77,101 円未満	～360 万円	22,700 11,200	22,300 10,800	—	第3子以降：無償化
D3-2	市民税所得割課税世帯	97,000 円未満	うち 77,101 円以上	～470 万円	22,700 11,200	22,300 10,800	—	第3子以降：無償化
D4	市民税所得割課税世帯	121,000 円未満		～640 万円	27,700 11,300	27,200 10,800	—	—
D5	市民税所得割課税世帯	145,000 円未満		～640 万円	32,200 11,300	31,700 10,800	—	—
D6	市民税所得割課税世帯	169,000 円未満		～640 万円	36,200 11,400	35,600 10,800	—	—
D7	市民税所得割課税世帯	235,000 円未満		～930 万円	44,200 11,600	43,400 10,800	—	—
D8	市民税所得割課税世帯	301,000 円未満		～930 万円	48,200 11,600	47,400 10,800	—	—
D9	市民税所得割課税世帯	397,000 円未満		～1,130 万円	51,200 11,700	50,300 10,800	—	—
D10	市民税所得割課税世帯	397,000 円以上		1,130 万円～	65,700 11,900	64,600 10,800	—	—

※利用者負担の上段は第１子、下段は第２子以降が利用した場合の料金を表示しています。

※保育料は月額のため、欠席等による日割り計算はできません。

★毎年９月が保育料の切替時期となります。

４月 ⟶ ８月	９月 ⟶ 翌年３月
前年度の市民税額に基づく保育料	当年度の市民税額に基づく保育料

※保育必要量により保育料が異なります。保育短時間の保育料は、国が示すとおり保育標準時間の 98.3%（△1.7%）で設定しています。

※同時利用の場合は、年齢の高いお子さんから全額、半額、無料となります。

※国・県による多子世帯等における保育料負担軽減事業により次のとおり軽減します。

・C 階層から D2-1 階層　　⇒　第２子は半額、第３子以降は全額免除（無料）

・D2-2 階層から D3-2 階層　⇒　第３子以降は全額免除（無料）

※上記事業以外に、市単独事業として 18 歳未満のお子さんのうち出生順が２番目以降のお子さんを対象とした「第２子以降保育料軽減事業」を実施しており、申請手続をしていただくことにより、次のとおり軽減します（申請手続は、別途案内します。）。

・C 階層から D1 階層の第２子以降　⇒　全額免除（無料）

・D2 階層から D10 階層の第２子以降 ⇒　次のとおり軽減します。

【保育短時間認定】　10,800 円に軽減

【保育標準時間認定】10,800 円と該当する階層の保育標準時間と保育短時間の保育料の差額を加算した額に軽減

（２）保育料の決定について

令和７年度保育料については、４月から８月分までを令和６年度（令和５年分所得）の市民税額に基づき算定し、９月から翌年３月分までの保育料を令和７年度（令和６年分所得）の市民税額に基づき算定します。

（３）保育料の納付方法および納付期限

①　保育料は、指定金融機関からの口座振替により納付していただきます。ただし、私立認定こども園は園による直接徴収となるため、園が定める納付方法によります。

②　市内公立認定こども園および私立保育所における納付期限（口座振替日）は、毎月末日（末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。必ず振替日の前日までに指定口座への入金をお願いします。私立認定こども園は園独自による口座振替となるため、納付期限も異なります。

（４）保育料の延滞金と督促手数料

①　納付期限までに保育料を完納されない場合は、納付期限の翌日から納付される日までの日数に応じ、当該保育料に年 14.6%（納付期限の翌日から１月を経過する以前の期間については、年 7.3%を限度として法令に定める率）の割合を乗じて得た額

の延滞金を徴収します。また、督促状が出ている場合は、手数料 100 円を徴収します。

※施設（事業者）との直接契約等となる利用については、適用外となります。

②平成 26 年 1 月 1 日以後の延滞金については、納付期限の翌月から納付される日までの日数に応じ、特例基準割合に年 7.3%を加算した割合（納付期限の翌日から 1 月を経過する以前の期間については特例基準割合に年 1%を加算した割合（加算した割合が 7.3%を超える場合は年 7.3%））を乗じて得た額の延滞金を徴収します。

※施設（事業者）との直接契約等となる利用については、適用外となります。

８．認定こども園短時部の申込手続

（１）利用申込みができる子ども

米原市内の施設の利用を希望している満３歳から５歳児までの幼児です。

※住民登録がない方は、住民登録地の市町村に確認の上、申込みください。

※満３歳利用ができるのは、市内私立認定こども園のみです。公立認定こども園は３歳に到達後の最初の４月から利用可能となります。

※在園中の方で、短時部の継続利用を希望の方は手続き不要です。

（２）受付期間および受付場所等

公立認定こども園短時部への新規・転園申込みの方

受付日時、手続方法	受　付　場　所
受付期間：10 月 17 日（木）から 10 月 31 日（木）まで 手続方法：電子申請 マイナポータル内の「ぴったりサービス」へアクセスし申請をお願いします。 詳細は、電子申請操作手順書を確認ください。 インターネット環境や機器がないなどのやむをえない事情がある場合は書面申請も受け付けます。窓口で事前に申し出ください。 受付時間：受付期間内であればどの時間帯でも申請が可能です。 ※書面での申請の場合 午前８時 30 分から午後５時 15 分（市役所開庁時間）	電子申請 または 市役所各窓口

※電子申請完了後に申請書等の PDF データが作成されますので保管してください。

市内私立認定こども園（チャイルドハウス近江、長岡学園、柏原こども園）短時部への新規・転園申込みの方

受付日時、手続方法	受　付　場　所
受付期間：10 月 17 日（木）から 10 月 31 日（木）まで 手続方法：書面申請 受付時間：各認定こども園の開所（園）時間内 （施設に申込みの事前予約をお願いします。）	第１希望施設

【注意事項】

① 施設見学を希望される場合は、各施設に直接電話予約をお願いします。見学の実施状況については、施設により異なります。

② 第１希望園との事前面談を御案内する場合があります。

③ 公立施設は利用希望が定員を超えた場合、各施設における地域内（旧町）在住のお子さんの利用を優先し、さらに定員を超える場合は地域内（旧町）在住の申込みされたお子さんの中で抽選により決定させていただきますので、あらかじめ御了承ください（私立施設の場合は、各施設の基準により選考されることになります。）。

（３）利用申込みに必要な書類

保育幼稚園課、山東支所、各市民自治センター、行政サービスセンター窓口および市内の各認定こども園に設置しているほか、米原市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

【申請方法別の必要書類】

	電子申請	書面申請
米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書兼現況届書	ぴったりサービスで必要事項を入力することにより自動作成	子ども１人につき１枚提出が必要
アレルギー調査票	新規申込者のみ必要（※１）	新規申込者のみ必要
発育状況確認シート	新規申込者のみ必要（※１）	新規申込者のみ必要
本人確認書類を撮影した画像データ（※２）	要（※１）	不要

（※１）記入した用紙を写真撮影した画像、PDF、Word、Excel のいずれかのデータを提出してください。（Word、Excel は文字化けすることがあります。なるべく画像、PDF での提出をお願いします。）

（※２）マイナンバーカード、免許証、パスポート等官公署が発行した顔写真入りの身分証明書、もしくは各種健康保険証＋年金手帳等顔写真がない官公署等が発行した身分証明書２点

（４）審査結果について

子ども・子育て支援法第 20 条第６項の規定により「教育・保育認定申請に対する処分は、当該申請のあった日から 30 日以内にしなければならない」と定められているところですが、年度当初の施設利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから、令和７年１月下旬にお知らせする予定をしています。

（５）幼稚園型一時預かりの利用について

認定こども園短時部等では、保護者が就労等をされていて、子どもの教育・保育給付認定区分が１号認定の方を対象者とし、通常保育（教育時間）終了後や長期休業期間中に保育を利用できる「幼稚園型一時預かり事業」を実施している施設があります。

通常保育（教育時間）以外の時間も保育が必要な場合は、幼稚園型一時預かり（**詳しくはＰ25 を御覧ください**）の利用を検討ください（利用方法等詳細は施設により異なりますので、各施設までお問い合わせください。）。

９．保育所・認定こども園長時部・小規模保育事業所の申込手続

（１）利用申込みができる子ども

①保育所・認定こども園長時部

米原市に住民登録をしており、保育を必要とする小学校就学前の子どもです。

②小規模保育事業所

米原市に住民登録をしており、保育を必要とする０歳から２歳児までの乳児です。

※利用開始月の前月末までに転入予定で、あらかじめ転入先住所も確定している場合に限り米原市に住民登録がない子どもでも申込が可能です。

※令和７年度中に米原市への転入が確定しているが、諸事情により利用開始月の前月末までに転入ができない方は、**Ｐ17のＱ３**を確認ください。

（２）受付期間および受付場所等

市内保育所、認定こども園長時部および小規模保育事業所への新規・転所（園）申込みおよび継続利用申込みの方

受付日時、手続方法	受　付　場　所
受付期間：10月17日（木）から10月31日（木）まで 手続方法：電子申請 マイナポータル内の「ぴったりサービス」へアクセスし申請をお願いします。 詳細は、電子申請操作手順書を確認ください。 インターネット環境や機器がないなどのやむをえない事情がある場合は書面申請も受け付けます。窓口で事前に申し出ください。 受付時間：受付期間内であればどの時間帯でも申請が可能です。 ※書面での申請の場合 午前８時30分から午後５時15分（市役所開庁時間）	電子申請 または 市役所各窓口

※電子申請完了後に申請書等のPDFデータが作成されますので保管してください。

市外保育所、認定こども園長時部等へ申込みの方

受付日時、手続方法	受　付　場　所
受付期間：希望施設が所在する自治体により異なりますので、事前に確認をお願いします。 手続方法：書面申請 受付時間：午前８時30分から午後５時15分（市役所開庁時間）	市役所本庁舎２Ｆ 保育幼稚園課

【注意事項】

①　施設見学を希望される場合は、各施設に直接電話予約をお願いします。見学の実施状況については、施設により異なります。

② 第１希望園との事前面談を御案内する場合があります。

③ 受付期間終了後に申請された場合、受付期間中に申請された方の利用調整後に利用調整を行いますので、希望される保育所、認定こども園長時部等を利用できない場合があります。**必ず利用申込み受付期間中に申込みをしてください。**

④ **利用調整は希望施設のみを対象に行います。希望施設欄に記載がない施設については、空き枠がある場合でも利用調整を行いませんので、ご注意ください。**

⑤ 育児休業明けや出産等の事由により**年度途中から利用希望の方も、必ず受付期間中に申込みをしてください。令和８年４月職場復帰で、前月の３月からならし保育を希望される方も必ず受付期間中に申込みをしてください。**

⑥申請時に「希望する保育所等を利用できない場合は、育児休業の延長をすることができるか。」に対して「はい」を選択した場合、入所調整の際の点数が大きく減点（－20 点）となり、希望する園に入園できる可能性が低くなりますので御注意ください。

⑦ 受付期間終了後の申込みについては、**毎月 10 日を締切として随時入所（園）調整をします**。利用希望の方は、必ず利用希望月の前月 10 日までに申込みください。また、受付期間終了後の選考方法については、**申込み時期に関わらず毎月 10 日時点で指数の高い方を優先して調整を行います。**

⑧ 申込み後に利用を辞退される場合や、申込みの内容（家庭状況、住所、勤務先、勤務時間等）に変更があった場合は、速やかに保育幼稚園課へ変更申請書等を提出してください。また、**教育・保育給付認定申請書提出後の自己都合による利用希望施設の変更は一切受け付けません。**

⑨ 利用申込み後に**利用希望月を変更**される場合は、一旦申込みを取り下げ、再度申請いただいたうえで利用調整を行います。なお、**利用調整の結果、御希望に添えない場合もありますので御注意ください。**

⑩ 教育・保育給付認定申請書等に事実と相違がある場合は、利用決定を取り消す場合があります。

⑪ 書類に不備がある場合は利用調整の優先度が低くなりますので、御注意ください。

（３）利用申込みに必要な書類

保育幼稚園課、山東支所、各市民自治センター、行政サービスセンター窓口および市内の各認定こども園に設置しているほか、米原市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

【申請方法別の必要書類】

	電子申請	書面申請
米原市施設型給付費等教育･保育給付認定申請書兼施設等利用申込書兼現況届書	ぴったりサービスで必要事項を入力することにより自動作成	子ども１人につき１枚提出が必要
保育を必要とする証明書（※１）	保護者の状況に応じた書類が必要（※２）	保護者の状況に応じた書類が必要
アレルギー調査票	新規申込者、転所（園）申込者、公立施設の継続申込者のうち、３歳児クラスに進級する者のみ必要（※２）	新規申込者、転所（園）申込者、公立施設の継続申込者のうち、３歳児クラスに進級する者のみ必要
発育状況確認シート	新規申込者、転所（園）申込者のみ必要（※２）	新規申込者、転所（園）申込者のみ必要
世帯の状況記入シート（追記用）	電子申請の入力欄が不足する場合に必要（※２）	利用申込書の記入欄が不足する場合に必要
本人確認書類を撮影した画像データ（※３）	要（※２）	不要

（※１）保護者（両親世帯の場合は父母それぞれ）について、次のいずれかの書類提出が必要です。

①就労および就労見込み…「就労証明書」（就労先が証明したもの）

２か所以上で就労されている場合は、それぞれの就労先が証明した「就労証明書」を提出してください。

自営業主の方は直近の確定申告書（第１表および第２表）を併せて添付してください。確定申告書の提出が困難な場合については、開業届、営業許可証、営業証明書等の自営業を証明する書類いずれか一点を添付してください。

自営業の専従者の方は専従者であることを証明する書類を併せて添付してください。（確定申告書の専従者欄の写し、青色事業専従者給与に関する届出書の写し、専従者の氏名が記載された源泉徴収簿の写し等いずれか一点）

通勤時間を勤務時間に加算して月の勤務時間が父母それぞれ 120 時間以上である場合保育標準時間（１日最大 11 時間）を選択することが可能です。こ

の場合は、別途「通勤・通学経路時間申立書」を添付してください。

②農業従事者…「農業申立書」

農業委員会等に農業従事者であるか確認を行いますので、御了承ください。

農業の専従者の方は専従者であることを証明する書類を提出してください。（確定申告書の専従者欄の写し、青色事業専従者給与に関する届出書の写し、専従者の氏名が記載された源泉徴収簿の写し等いずれか一点）

③病気・障がい…「診断書（本人）」または療育手帳や身体障害者手帳、要介護認定証等の写し

④同居親族の看病…「介護（その他）申立書」

「介護(その他)申立書」に加えて、介護・看護が必要な方の診断書(本市様式)、療育手帳や身体障害者手帳、要介護認定証等の写しを添付してください。

⑤出産…「出産予定証明書」または母子手帳の写し

産前の方は「出産予定証明書」もしくは「母子手帳」の表紙と分娩予定日のページの写し、産後の方は「母子手帳」の出生証明書のページの写しを提出してください。

⑥学生…「カリキュラム(在籍証明書)」

通学先が証明した本市様式を提出してください。在学期間の記載が必要です。

⑦求職中または事業準備中…「就労予定申立書」

利用開始後、おおむね２か月以内に就労証明書などで就労開始の証明が必要となります。３か月以内に就労開始を証明できない場合、**退所（園）となります**ので御承知おきください（就労予定申立書による利用期間の延長はできません。）。

⇒上記①、②、④および⑥については、最低勤務（従事）時間が１日４時間以上かつ週３日以上必要となります。

⇒利用後に保育を必要とする状況を継続して確認させていただくため、令和７年６月頃に再度保育を必要とする証明書等を提出していただきます。

（※２）記入した用紙を写真撮影した画像、PDF、Word、Excel のいずれかのデータを提出してください。(Word、Excel は文字化けすることがあります。なるべく画像、PDF での御提出をお願いします。)

（※３）マイナンバーカード、免許証、パスポート等官公署が発行した顔写真入りの身分証明書、もしくは各種健康保険証＋年金手帳等顔写真がない官公署等が発行した身分証明書を２点

（４）保育士等の子どもの利用調整上の配慮について

保護者が県内保育所・幼稚園・認定こども園等に勤務する保育士等の場合、利用調整上配慮しますので、利用申込み時に勤務する県内施設の就労証明書の提出をお願いします（**詳しくはＰ26 を御覧ください。**）。

※利用調整上優先するものであり、保育士等の子どもの入所を保証するものではありませんので、御了承ください。

10. 保育所・認定こども園長時部・小規模保育事業所の利用調整と決定

（１）受付期間中に申込みされた場合の利用調整について

受付期間中に申請された内容をもとに内容を審査させていただきます。なお、各保育所等の定員を超えた利用希望があった場合、市が定める基準表（米原市公式ウェブサイトを参照下さい。）に基づいて**在園児童も含めて利用調整を行います（受付期間終了後に就職が決まったことなどによる審査内容の変更は行いません。）。**

利用調整の結果、利用希望される保育所等を利用できない場合や、待機していただく場合がありますので、御承知おきください。

（２）受付期間中に申込みされた場合の審査結果について

子ども・子育て支援法第 20 条第６項の規定により「教育・保育認定申請に対する処分は、当該申請のあった日から 30 日以内にしなければならない」と定められているところですが、年度当初の施設利用に向けた認定事務が集中し、審査に時間を要することから、**第１希望の施設が利用可能な場合は令和７年１月下旬頃に通知します。また、第１希望以外の施設が利用可能な場合もしくは待機いただく場合は12月頃に御案内させていただきます。**

※ **施設の利用決定後に利用開始月の変更を行う場合は、受付期間終了後の申込みとして再調整を行います（申込み書類も再度提出が必要です。）。再調整により利用希望月の変更ができない場合もありますので御注意ください。**

※ 施設利用期間については、保育の利用を必要とする理由に基づいて判断しますので、希望に添えない場合があります。

（３）受付期間終了後に利用申込み書類を提出された場合

定員に余裕がある場合に限り、利用調整を行います。ただし、保育所等施設や学年によって受入れ状況が異なりますので、希望に添えない場合や利用できない場合があります。

【利用調整の流れ】

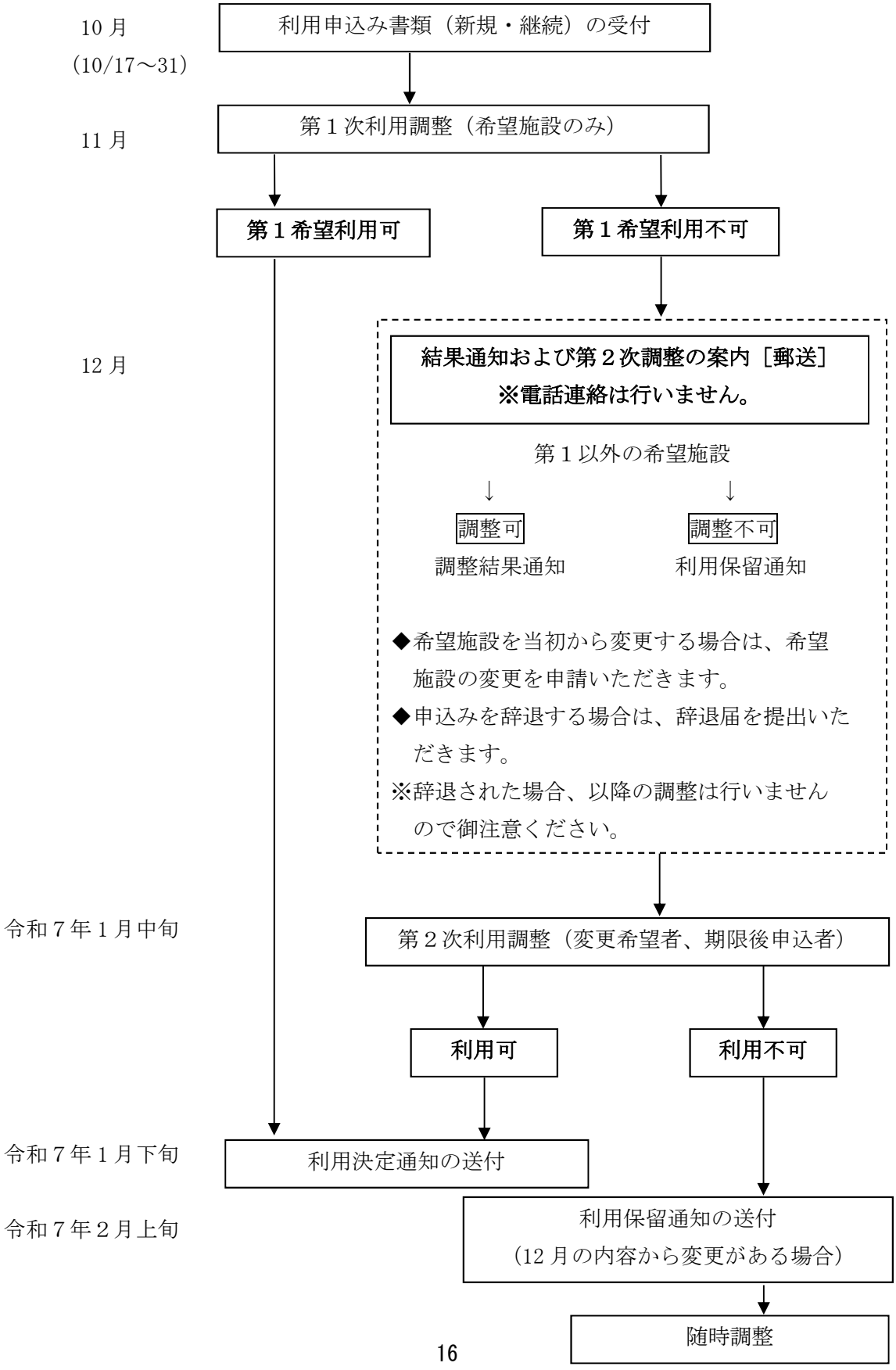
10 月
(10/17～31)
利用申込み書類（新規・継続）の受付
11 月
第１次利用調整（希望施設のみ）
第１希望利用可
第１希望利用不可
12 月
結果通知および第２次調整の案内［郵送］
※電話連絡は行いません。
第１以外の希望施設
調整可
調整結果通知
調整不可
利用保留通知
◆希望施設を当初から変更する場合は、希望施設の変更を申請いただきます。
◆申込みを辞退する場合は、辞退届を提出いただきます。
※辞退された場合、以降の調整は行いませんので御注意ください。
令和７年１月中旬
第２次利用調整（変更希望者、期限後申込者）
利用可
利用不可
令和７年１月下旬
利用決定通知の送付
令和７年２月上旬
利用保留通知の送付
(12 月の内容から変更がある場合)
随時調整

11. よくある質問

【認定こども園短時部に関すること】

Ｑ１：認定こども園（短時部）の保育料はどうなりますか？

Ａ１：幼児教育・保育の無償化により保育料は無料となります。ただし、施設により決められている実費徴収費（給食代、制服の購入費、保護者会費等）については無償化の対象外となります。

給食代のうち副食費（おかず・おやつ代等）については世帯の所得により免除される場合があります（**詳しくはＰ５を御覧ください。**）。

Ｑ２：１号認定で認定こども園を利用している者ですが、普段就労しているため夏季休業期間中のみ２号認定に変更することはできないでしょうか？

Ａ２：原則就労時間等の家庭の事情が特別に変わらない限り、夏季休業期間中のみの２号認定への変更は認めていません。認定こども園では、１号認定の子どもで、保育を必要とする場合において長期休業期間中にお子さんをお預かりする幼稚園型一時預かり事業を実施している場合があります。夏季休業期間中のみ保育を希望される場合は幼稚園型一時預かりの利用を検討ください（**詳しくはＰ25 を御覧ください。**）。

【保育所・認定こども園長時部等に関すること】

≪新年度募集について≫

Ｑ３：米原市内に転入予定ですが、保育所・認定こども園（長時部）等の利用申込みはできますか？

Ａ３：利用月の前月末までに転入予定（住民登録が必要）で、転入先住所もあらかじめ確定している場合に限り、新年度の利用申込みを受け付けます。米原市の申込み手順により手続をしてください。

転入時期、転入先が未定の方は、米原市の受付期間内に現住所地の市町村へ利用申込みを行ってください（広域利用の手続き）。

なお、転入時期が未定で令和７年度中に米原市への転入が確定している方は、現住所地の市町村に利用申込みの上、賃貸借契約書、建物工事請負契約書等転入が確認できる書類の写しと現住所地で提出された申込み書類の写しを米原市の受付期間内に郵送等で保育幼稚園課まで提出ください（令和７年度中に転入が確定している市外在住の利用希望者については、市内在住者と同基準で利用調整を行います。）。

Ｑ４：保育所・認定こども園（長時部）等を利用する場合、保育標準時間（11 時間）と保育短時間（８時間）を選択できますか？

Ａ４：米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書兼現況届書の「利用希望時間」欄にて、希望する項目にチェックしてください。
ただし、**就労等により１か月 120 時間以上（１週間 30 時間以上）を常態としている場合等は保育標準時間（11 時間）、就労等により１か月 120 時間未満を常態としている場合等は保育短時間（８時間）**の施設利用が可能など認定要件が異なりますので、就労証明書等の内容を確認させていただいた結果、希望に添えない場合があります。

Ｑ５：１か月の就労時間が 120 時間未満ですが、勤務時間の都合上、保育短時間（８時間）の送迎時間に間に合わないので、保育標準時間（11 時間）を利用できますか？

Ａ５：就労証明書等の勤務時間や通勤・通学経路時間申立書から、保育短時間での送迎が困難であることが確認できる場合に限り保育標準時間を利用することが可能です。ただし、施設と相談の上、就労状況に合わせた時間で送迎をお願いします。
なお、通勤・通学時間は利用調整の指数には反映されませんので了承ください。

Ｑ６：出産予定の子どもも利用申込みできますか？

Ａ６：出産前でも申込みは可能です。通常必要となる申込み書類と併せて母子手帳等出産予定日のわかる書類を提出してください。ただし、利用可能月齢は各施設によって異なります。

Ｑ７：母が出産予定ですが、上の子の利用申込みはできますか？

Ａ７：出産のために家庭で保育ができない場合も申込みできます。ただし、施設の利用期間は、産前２か月から、産後 12 か月までです。

Ｑ８：育休中でも利用申込みできますか？

Ａ８：**令和７年度中に育児休業を終えて職場復帰予定の方もしくは令和８年４月職場復帰でならし保育（３月）を希望される方は、原則、職場復帰の１月前から利用申込みが可能です。**また、利用希望の子どもが令和７年４月１日現在で３歳以上の場合は、育休中でも利用申込みが可能です。出産前で、育休復帰時期を就労証明書で証明できない場合は、申込み時点では**「育児休業復帰に関する誓約書」**を提出してください。

Ｑ９：求職中でも利用申込みできますか？

Ａ９：求職中でも申込みは可能です。就労開始後、速やかに就労証明書を提出してください。ただし、利用開始後、おおむね２か月以内に就労することが条件となりますので御留意ください（最長３か月が求職中による施設利用の限度期間です。）。

Q10：保育所（認定こども園長時部等を含む。）と認定こども園短時部のどちらに入所（園）するか迷っていますが、両施設への利用申込みはできますか？

A10：併願することは可能です。ただし、保育所（認定こども園長時部等を含む。）の利用を希望される場合は、保育の必要性の認定基準を満たす必要があります。

Q11：米原市外の保育所・認定こども園（長時部）を利用申込みすることはできますか？

A11：米原市外の保育所・認定こども園（長時部）も申込みは可能です。米原市が定める様式により**書面にて**利用申込みをしてください（市町村により追加で書類が必要な場合があります。）。ただし、利用調整は保育所・認定こども園（長時部）が所在する市町村が行いますので、市町村の事情により利用できない場合があります。また、申込みの受付期間についても市町村によって異なりますので、事前に確認をお願いします。

Q12：１施設だけを利用希望した場合は、利用調整が優先されますか？

A12：**第１希望のみの申込みによる優先的な取扱いは、一切行いません。**希望施設のみで利用調整を行いますので、できる限り希望施設を選んでください。市内の他の施設で空き枠がある状況でも、希望施設に含まれない場合は利用調整を行いませんので留意ください。

Q13：入園の申込みをしましたが、どのように調整するのですか？

A13：申込み者数が希望保育所・認定こども園（長時部）等の定員を超える場合には、市が定める基準表に基づいて指数を算出し、在園児童も含めて利用調整を行います。

Q14：申込み前に施設の見学はできますか？

A14：施設見学は各施設で受付していますので、直接各施設へ電話予約をお願いします。なお、施設の状況により見学できない場合があります。

Q15：ならし保育はいつからですか？また、期間はどの程度ですか？

A15：ならし保育は１から２週間程度が多いですが、期間や内容は、お子さんの年齢や受入施設によって異なりますので、事前に希望施設に確認してください。なお、**利用期間の開始日以前にならし保育を行うことはできませんので、ならし保育の期間も踏まえて利用希望期間を検討ください。**

≪保育料について≫

Q16：保育所・認定こども園（長時部）の保育料はどうなりますか？

A16：令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により、３歳以上児クラスの保育料と０から２歳児クラスの市民税非課税世帯の保育料は無料となります。ただし、施設により決められている実費徴収費（給食代、制服の購入費、保護者会費等）については無償化の対象外となりますので注意ください。なお、給食代のうち副食費（おかず・おやつ代等）については世帯の所得により免除となる場合があります（**詳しくはＰ５を御覧ください。**）。

Q17：延長保育料も幼児教育・保育の無償化の対象となり、無償化されますか？

A17：無償化の対象外です。通常保育の時間（保育短時間：８時間保育、保育標準時間：11時間保育）を超える時間の保育には延長保育料が発生します。

Q18：保育料はどのように算定するのですか？

A18：保育料は保護者（原則として父母）の市民税額に基づき算定します。なお、保育料は利用開始月の中旬頃に決定するため、決まり次第お知らせします。

Q19：入園前に保育料の金額を教えてほしいのですが。

A19：事前に保育料を把握する必要がある（申込を検討している場合も含む）場合は、保護者の方の身分証明書を持参の上、保育幼稚園課または各窓口までお越しください（お電話では個別の保育料階層等をお伝えする事はできません。）。なお、保育料の決定通知については、入園月の中旬頃に随時通知します。

※転入時期によっては課税額がわからない場合もありますので、事前に相談ください。

Q20：保育所・認定こども園（長時部）等を欠席した場合、保育料は日割計算になりますか？

A20：欠席については、日数にかかわらず保育料をお返しすることはできません。

Q21：ひとり親家庭の保育料は減額されますか？

A21：保護者の市民税額により両親世帯と比較して減額になる場合があります。

Q22：公立施設と私立施設または市外の施設で保育料は違いますか？

A22：市民（米原市に住民登録している方）が米原市内または市外の施設を利用される場合、保育料に違いはありません。ただし、施設によって保育時間（開設時間）が異なります。

Q23：次男、次女の場合は、「二人利用」の保育料が適用されますか？

A23：保育所、幼稚園、認定こども園等を利用中のお子さん（在園児）の中で上から順に「一人利用」、「二人利用」と数えます。在園児がお一人だけの場合は、次男・次女でも「一人利用」の保育料が適用されます。なお、階層区分によっては国・県による「多子世帯における保育料負担軽減事業」が適用となり、第２子が半額、第３子以降が全額免除（無料）となる場合があります。

Q24：市独自による「第２子以降保育料軽減事業」とは、どのような内容ですか？

A24：米原市では社会全体で子育て支援することを目的として、18 歳未満のきょうだいのうち第２子以降の子どもについて、市独自の保育料軽減措置を実施しています。保護者からの申請に基づき、市独自で全額免除（無料）または実費相当額のみの負担まで軽減します。国、県による「多子世帯における保育料負担軽減事業」と比較してより有利になる制度を用いて保育料を決定します。

Q25：保育料の口座振替予定日に口座残高が不足していて引落しができなかった場合の手続は、どうなりますか？

A25：市内公立認定こども園（長時部）および私立保育所の保育料が口座振替できなかった場合は、翌月に納付書をお届けしますので米原市役所各窓口、お近くの金融機関の窓口もしくはコンビニエンスストア等で納めてください。

※私立認定こども園および小規模保育事業所は、各施設で保育料を徴収されているため、各施設までお問い合わせください。

Q26：保育料の口座振替先を変更したいのですが、どうしたら良いのですか？

A26：口座振替依頼書（市役所窓口、市内保育所・公立認定こども園、保育幼稚園課に設置）に必要事項を記入し、市役所窓口、保育幼稚園課、市内保育所・公立認定こども園、金融機関のいずれかへ提出ください。なお、利用先施設確定後に保育料の口座振替依頼書の提出の案内をさせていただきます。

※私立認定こども園および小規模保育事業所は、各施設で保育料を徴収されているため、各施設までお問い合わせください。

≪その他≫

Q27：年度途中から希望する施設の利用申込みは可能ですか？

A27:年度途中でも利用申込みは可能です。利用希望月の前月 10 日までに申込みください。ただし、御家庭の保育を必要とする状況、希望先の施設の空き状況（職員の配置状況等）によりますので、希望に添えない場合があります。市内保育所・認定こども園等は原則として月単位での施設利用となりますので、利用日は月初、退所（園）日は月末が基本です。月の途中に保育が必要になった場合は、一時預かり保育サービスを利用ください。

Q28：仕事を辞めた場合、すぐに退所（園）しなければならないのでしょうか？

A28：保育所・認定こども園（長時部）等を利用している子どもの保護者が仕事を辞められた場合、再度仕事に就く予定であれば「就労予定申立書」を提出してください。おおむね２か月以内に就職することを条件に、継続利用が可能です（最長３か月が求職中による施設利用の限度期間です。）。

Q29：勤務先や就労形態、就労時間等が変わった場合は、どうすればよいのですか？

A29：就労状況に変更があった場合は、速やかに保育幼稚園課へ変更申請書等を提出してください。なお、１月において 48 時間（週３日、１日４時間）以上労働することを常態としていない場合は、保育認定ができませんので御注意ください。

Q30：小規模保育事業所は保育所とどう違うのですか。

A30：小規模保育事業所は児童福祉法に基づく市の認可事業で、施設の運営等に関する基準は認可保育所に準じ、定員 19 人以下で０から２歳児の乳児を対象に小規模で保育を行う施設です。保育料は保育所・認定こども園等と同様に保護者等の市民税額に基づき算定された金額を御負担いただくことになります。

Q31：入園後子どもたちはどのように１日を過ごしますか。

A31：入園が決定後に各施設より保育の内容等説明が実施されます。利用される施設により異なりますが、参考資料として公立認定こども園のある１日を**P27** に掲載しています。

Q32：利用決定後に入園月を変更したいのですが、どうしたら良いのですか？

A32：入園月の変更を希望される場合は、再度利用調整を行いますので、保育所等の利用申込み書類を提出してください。ただし、利用調整の結果、利用月を変更できない場合もあります。

12. 米原市内の保育所・認定こども園・小規模保育事業所一覧表

施設名		所在地・連絡先等	利用定員 ※１
社会福祉法人 大樹会 米 原 保 育 園		米原 667 番地２ 電話 52-2477　FAX 52-3118	80 人
社会福祉法人 大樹会 米原保育園分園きらめき園		朝妻筑摩 2483 番地 電話 52-8826　FAX 52-6850	30 人
社会福祉法人 石龍会 醒 井 保 育 園		醒井 547 番地 1 電話 54-0215　FAX 54-1073	20 人
社会福祉法人 大原福祉会 大 原 保 育 園		朝日 199 番地 1 電話 55-2060　FAX 55-2331	120 人
社会福祉法人 石龍会 認定こども園 チャイルドハウス近江	長時部	宇賀野 290 番地 電話 52-1067　FAX 52-1430	90 人
	短時部		15 人
社会福祉法人 湖北報恩会 長岡学園	長時部	長岡 1167 番地 4 電話 55-0061　FAX 55-8222	100 人
	短時部		15 人 ※２
社会福祉法人 柏葉会 柏原こども園	長時部	柏原 2293 番地 1 電話 57-0077　FAX 57-0102	65 人
	短時部		15 人
米原市立 いぶき認定こども園	長時部	春照 1950 番地 電話 58-2001　FAX 58-2003	120 人
	短時部		60 人
米原市立 かなん認定こども園	長時部	三吉 343 番地 電話 54-1200　FAX 54-2288	85 人
	短時部		15 人
米原市立 おうみ認定こども園	長時部	顔戸 199 番地 1 幼児棟　電話 52-5560　FAX 52-5561 乳児棟　電話 52-5585　FAX 52-5586	290 人
	短時部		110 人
米原市立 まいばら認定こども園	長時部	下多良 146 番地 1 電話 52-3362　FAX 52-5131	170 人
	短時部		75 人
合同会社 ハイジ 顔戸ハイジ保育園		顔戸 498 番地 1 電話 050-8883-0908 080-4824-0908 FAX 52-5221	19 人

※１　利用定員は令和６年 10 月時点での予定人数のため、確定ではありません。
※２　長岡学園（短時部）の利用定員は令和７年４月から 30 人に変更される予定です。

13. 延長保育事業について

公立認定こども園長時部では保護者の就労状況の多様化に伴い、早朝延長保育（７：00～７：30)、夕方延長保育（18：30～19：00）を実施しています。

利用決定後、事前登録により、ニーズを把握した上で実施について決定します。

私立の保育所および認定こども園長時部での延長保育については、各施設にお問い合わせください。

【公立認定こども園の延長保育】

（１）利用について

施設の利用決定後、各施設から事前登録について御案内します。

登録を希望された方には、状況確認等のため施設からヒアリングをさせていただき、実施の決定を行います。

（２）早朝・夕方延長保育事業の実施時間帯および利用料金

各延長保育の利用料金は１回（時間帯）につき 100 円です。1 か月当たりの上限はありません。

<u>保育短時間認定の方が利用された場合</u>

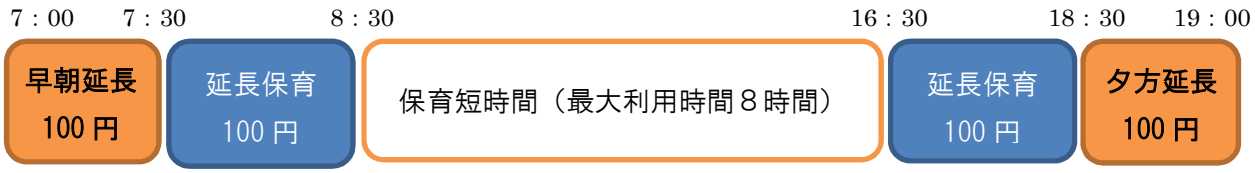

例）朝 7 時から夕方 19 時までの利用料金は、1 日 400 円となります。

朝 7 時から 16 時 30 分までの利用料金は、1 日 200 円となります。

<u>保育標準時間認定の方が利用された場合</u>

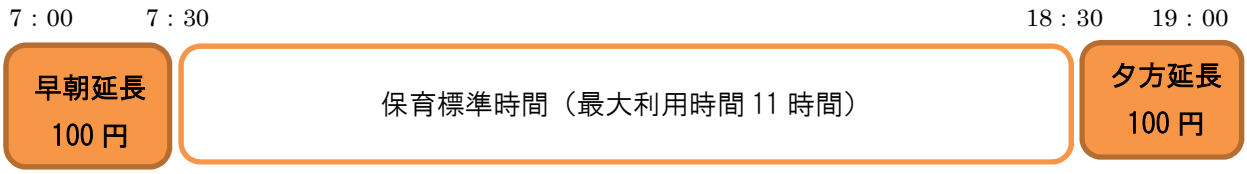

例）朝 7 時から夕方 19 時までの利用料金は、1 日 200 円となります。

朝 7 時から 18 時 30 分までの利用料金は、1 日 100 円となります。

14. 一時預かり事業の実施について

（１）一般型一時預かり事業について

主に未就園のお子さんを、一時的に家庭内で保育できない場合に保育園等でお預かりする制度です。

【一般型一時預かり事業概要】

実施施設	公立	まいばら、かなん、おうみ、いぶき認定こども園
	私立	大原保育園、柏原こども園、長岡学園
利用時間	公立	平日　8：30～16：30　土曜　8：30～16：30
	私立	平日　8：30～16：30 土曜　8：30～12：00（柏原こども園のみ 16：30 まで） ※利用時間については、相談に応じます。
利用料金	公立	３歳児以上　１日 1,000 円　半日 500 円 ３歳児未満　１日 3,000 円　半日 1,500 円 ※４時間以内の利用が半日の料金になります。上記料金の他に給食費、おやつ代が別途発生します。
	私立	

（２）幼稚園型一時預かり事業について

認定こども園短時部、幼稚園に在籍されているお子さんを長期休業期間中など通常保育（教育時間）の時間外にお預かりする制度です。利用方法、回数、料金は施設により異なりますので各施設までお問合わせください。

例.　公立認定こども園の幼稚園型一時預かり

通常保育（教育時間）終了後も預かり保育が実施されます。利用料金は１回 450 円、おやつ代別途実費 50 円で、利用回数は５日/月が上限になります。

利用者が、市の規定する保育の必要性の認定基準（**Ｐ３**）を満たす場合は利用料金が無償化されます。また、５日/月の上限を超えて利用が可能になります。

①通常時（長期休業中以外の預かり保育）

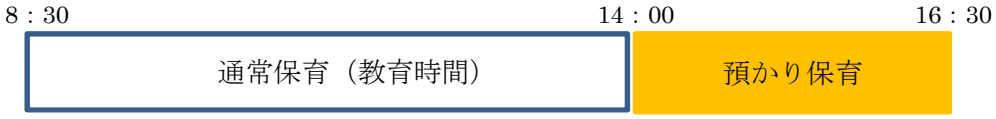

②長期休業期間中

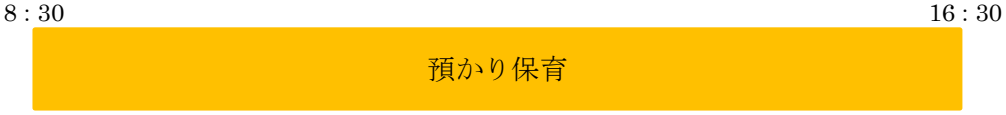

15. 保育士等の子どもの利用調整上の優先について

全国的な保育士不足の中、県下では保育人材の確保により、待機児童を解消することを目的として、保育士等の子どもの優先入所の取扱いを実施しています。県内の保育施設等で勤務する保育士等の子どもについて、優先的に利用調整を行っているため、保育士（保育教諭）・幼稚園教諭の方が勤務しやすい環境となっています。

保育士（保育教諭）として勤務を希望されている方はぜひ、市内施設での勤務を御検討ください！

【保育士等の優先利用に該当するための条件】

保護者のいずれかが、次のいずれにも該当すること。

・県内の保育所、認定こども園、幼稚園等で保育士（保育教諭）もしくは幼稚園教諭として勤務しているまたは勤務予定である。

・市内保育所、認定こども園等にお子様を入園希望（中）である。

・就労証明書を申込期限内に提出すること。

・月 48 時間以上就労すること。
※週当たりの勤務日数が多いほど、優先順位が高くなっています。

市内各園の募集情報は
私立園　⇒　各園まで
公立園　⇒　保育幼稚園課まで
お問合わせください。

16. 入園した場合の園児の１日について

公立認定こども園に入園した場合のある１日の生活の様子を掲載します。

<table>
<tr><th rowspan="2">0～2歳児</th><th rowspan="2"></th><th colspan="2">3～5歳児</th></tr>
<tr><th>長時部</th><th>短時部</th></tr>
<tr><td>随時登園</td><td>7:00</td><td>随時登園</td><td></td></tr>
<tr><td>各クラスへ移動</td><td>8:30</td><td>各クラス移動</td><td>短時部登園</td></tr>
<tr><td>出欠確認等</td><td>9:00</td><td colspan="2">朝のつどい</td></tr>
<tr><td>先生や友だちと遊ぶ</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">先生や友だちと遊ぶ</td></tr>
<tr><td>おやつ</td><td rowspan="2">10:00</td></tr>
<tr><td>先生や友だちと遊ぶ</td><td colspan="2" rowspan="2">やりたい遊びや集団遊びをする</td></tr>
<tr><td>給食</td><td>11:00</td></tr>
<tr><td>お昼寝</td><td>11:30</td><td colspan="2">給食</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">絵本、紙芝居を見る</td></tr>
<tr><td></td><td>14:00</td><td></td><td>短時部降園もしくは
預かり保育開始</td></tr>
<tr><td>おやつ</td><td>15:00</td><td colspan="2">おやつ、やりたい遊びをする</td></tr>
<tr><td>帰りの準備
クラス終了</td><td>16:30</td><td>長時部クラス終了</td><td>預かり保育終了
降園</td></tr>
<tr><td>延長保育</td><td></td><td>延長保育</td><td></td></tr>
<tr><td>随時降園</td><td>19:00</td><td>随時降園</td><td></td></tr>
</table>

※教育・保育給付認定内容、施設により利用する時間帯、保育の内容は異なります。

17. 記入例（認定こども園短時部） ※電子申請の場合は入力完了後に自動で作成されます。

米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書　兼施設等利用申込書　兼現況届書

令和〇年　**10**月　**17**日

保護者氏名　**米原　修**

米原市長　　様

教育・保育給付認定を受けたいので、子ども・子育て支援法第20条第１項の規定により、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	(ふりがな) 氏　名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	（ まいばら わたる ） **米原　渉** 個人番号：123456789123	**令和〇**年　**5**月　**1**日	㊚　・　女	有　・　㊥
保護者 住所・連絡先	(現住所)　**米原市米原1016番地** (連絡先)　**母:090-1234-5678　53-5133** (転入先住所)※該当者のみ			
認定証番号		認定証交付の希望の有無	㊨　・　無	
申込区分	新規または転園　・　継続	前年度利用施設	**まいばら認定こども園長時部**	
保育の希望の有無(※)	有　：　保護者の労働または疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。) ㊥　：　幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)			

「有」に 〇をしてください。

(※)
・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(長時部)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます(以下同じ。)。
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(長時部)をいいます。
・「有」を〇で囲んだ場合は、①～⑤を記入し、「無」を〇で囲んだ場合は、②～⑤を記入してください。

「無」に 〇をしてください。

保育の希望が無の場合は記入不要です。

①保育の利用を必要とする理由等
※保護者の労働または疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合は記入してください。

	続柄	保育を必要とする理由	備考
保育の利用を必要とする理由		□就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい　□介護等 □災害復旧　□求職活動　□就学　□職業訓練　□その他(　　)	
		□就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい　□介護等 □災害復旧　□求職活動　□就学　□職業訓練　□その他(　　)	
家庭の状況	□ひとり親家庭　・　□左記以外		

	利用曜日	利用希望時間
希望する利用時間	曜日から　　曜日まで	時　分から　　時　分まで □保育標準時間（１日最大11時間保育） □保育短時間　（１日最大８時間保育）

入園日は１日になります。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用希望期間	**令和7**年　**4**月　**1**日から　□　　年　　月　　日まで ☑小学校就学前まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	施設・事業所番号*
	第１希望　(希望理由)☑自宅に近いため □職場に近いため □通勤経路にあるため □兄弟等が入所(園)しているため □その他 **まいばら認定こども園短時部**	
	第２希望　(希望理由)☑自宅に近いため □職場に近いため □通勤経路にあるため □兄弟等が入所(園)しているため □その他 **おうみ認定こども園短時部**	
	第３希望　(希望理由)□自宅に近いため □職場に近いため □通勤経路にあるため □兄弟等が入所(園)しているため □その他	
	第４希望　(希望理由)□自宅に近いため □職場に近いため □通勤経路にあるため □兄弟等が入所(園)しているため □その他	
	第５希望　(希望理由)□自宅に近いため □職場に近いため □通勤経路にあるため □兄弟等が入所(園)しているため □その他	

(表面)

③世帯の状況（子どもの兄弟姉妹は、小学校就学前の児童のみを記入してください。）

区分	(ふりがな) 氏　名	子どもとの続柄	生年月日	職業 または 学校名等	市民税 課税の有無	備考
子どもの世帯員	(まいばら　おさむ) **米原　修** 個人番号：123456789222	**父**	**昭和59年1月1日**	**山東オート**	㊒　・　無	**同居**
	(まいばら　ゆうこ) **米原　優子** 個人番号：123456789333	**母**	**昭和62年2月2日**	**湖北(株)近江営業所**	㊒　・　無	**同居**
	(まいばら　ゆみこ) **米原　由美子** 個人番号：123456789444	**姉**	**平成25年3月3日**	**米原小学校在学**	有　・　㊡	**同居**
	(　　) 個人番号：		年　月　日		有　・　無	

	(ふりがな) 氏　名	続柄	生年月日	申込状況	第１希望園
子どもの兄弟姉妹	(まいばら　きよこ) **米原　清子** 個人番号：123456789666	**妹**	**令和4年5月5日**	□申込有（保育所等　・　幼稚園等） ☑申込無（家庭保育　・　認可外等）	
	(　　) 個人番号：		年　月　日	□申込有（保育所等　・　幼稚園等） □申込無（家庭保育　・　認可外等）	
	(　　) 個人番号：		年　月　日	□申込有（保育所等　・　幼稚園等） □申込無（家庭保育　・　認可外等）	
生活保護の適用の有無	無　・　有(　　年　月　日保護開始)				

④在宅障がい者（申請子ども以外に障がい者がいる場合は記入してください。）

氏名（申請子どもとの続柄）	手帳の種類および等級
(　　)	(　　級)

⑤税情報等の提供に当たっての署名欄

米原市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む。)および世帯情報を閲覧すること、ならびにその情報に基づき決定した保育料について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者名　　**米原　修**

⑥育児休

希望す　　え

以下、記入不要

市記入欄

受付年月日	年　月　日	
認定の可否	認定証番号	認定区分等
可　・　否 (否とする理由) 年　月　日認定		□１号　□２号　□３号 (□標　□短)
利用施設(事業者)名		
□認定こども園(□連　□幼(□幼　□保)　□保(□保　□幼)　□地(□幼　□保)) □幼稚園　□保育所　□地域型(□小　□家　□居　□事)		
備　考		

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市に提出する場合)

受付年月日	年　月　日
施設(事業者)名	(施設・事業所番号：　　)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
利用契約(内定)の有無	有(契約・内定(　　年　月　日契約(内定)))・無
備　考	

17. 記入例（保育所、認定こども園長時部、小規模保育事業等）　※電子申請の場合は入力完了後に自動で作成されます。

米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書　兼施設等利用申込書　兼現況届書

令和〇年　10月　17日

保護者氏名　**米原　太郎**

米原市長　　様

教育・保育給付認定を受けたいので、子ども・子育て支援法第20条第１項の規定により、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	(ふりがな) 氏　名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	（ **まいばら けいこ** ） **米原　蛍子** 個人番号：**123456789111**	**令和〇年4月1日**	男　・　㊛	有　・　無
保護者 住所・連絡先	(現住所)　**米原市米原1016番地** (連絡先)　**母:090-1234-5678　53-5133** (転入先住所)※該当者のみ			
認定証番号		認定証交付の希望の有無	㊒　・　無	
申込区分	新規または転園　・　継続	前年度利用施設	**まいばら認定こども園長時部**	
保育の希望の有無(※)	㊒　：　保護者の労働または疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。) 無　：　幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)			

「有」に 〇をしてください。

(※)
・「保育所等」とは、保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます(以下同じ。)。
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園、幼保連携型認定こども園をいいます。
・「有」を〇で囲んだ場合は、①～⑥を、「無」を〇で囲んだ場合は、②～⑤を記入してください。

①保育の利用を必要とする理由等
※保護者の労働または疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

	続柄	保育を必要とする理由	備考
保育の利用を必要とする理由	**父**	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい　□介護等 □災害復旧　□求職活動　□就学　□職業訓練　□その他(　　)	
	母	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい　□介護等 □災害復旧　□求職活動　□就学　□職業訓練　□その他(　　)	
家庭の状況	□ひとり親家庭　・　☑左記以外		
希望する利用時間	利用曜日	利用希望時間	
	月曜日から　**金**曜日まで	**7**時　**30**分から　**17**時　**00**分まで ☑保育標準時間（１日最大11時間保育） □保育短時間　（１日最大８時間保育）	

※1

入園日は１日になります。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用希望期間	**令和7年　4月　1日から**　□　　年　　月　　日まで ☑小学校就学前まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	備考
	第１希望　(希望理由)□自宅に近いため □職場に近い □通勤経路にあるため ☑兄弟等が **まいばら認定こども園長時部**　入所(園)しているため □その他	
	第２希望　(希望理由)☑自宅に近いため □職場に近いため □通勤経路にあるため □兄弟等が **まいばら認定こども園短時部**　入所(園)しているため □その他	
	第３希望　(希望理由)☑自宅に近いため □職場に近いため □通勤経路にあるため □兄弟等が **米原保育園**　入所(園)しているため □その他	
	第４希望　(希望理由)□自宅に近いため ☑職場に近いため □通勤経路にあるため □兄弟等が **醒井保育園**　入所(園)しているため □その他	
	第５希望　(希望理由)□自宅に近いため ☑職場に近いため □通勤経路にあるため □兄弟等が **かなん認定こども園長時部**　入所(園)しているため □その他	

途中退園の場合は、末日までになります。

(表面)

③世帯の状況（子どもの兄弟姉妹は、小学校就学前の児童のみを記入してください。）

区分	(ふりがな) 氏　名	子どもとの続柄	生年月日	職業 または 学校名等	市民税 課税の有無	備考
子どもの世帯員	(まいばら　たろう) **米原　太郎** 個人番号：123456789222	**父**	**平成2年1月1日**	**山東オート**	㊒　・　無	**同居**
	(まいばら　はなこ) **米原　花子** 個人番号：123456789333	**母**	**平成3年2月2日**	**湖北(株)近江営業所**	㊒　・　無	**同居**
	(まいばら　みつえ) **米原　三江** 個人番号：123456789444	**祖母**	**昭和36年3月3日**	**三島池食堂**	㊒　・　無	**同居**
	(まいばら　いちろう) **米原　伊知郎** 個人番号：123456789555	**兄**	**平成26年5月5日**	**米原小学校在学**	有　・　㊙	
＼	(ふりがな) 氏　名	続柄	生年月日	申込状況		第１希望園
子どもの兄弟姉妹	(まいばら　ちかこ) **米原　近子** 個人番号：123456789666	**姉**	**令和2年5月5日**	☑申込有（保育所等 ・ 幼稚園等） ☐申込無（家庭保育 ・ 認可外等）		まいばら認定こども園 長時部
	(　　) 個人番号：		年　月　日	☐申込有（保育所等 ・ 幼稚園等） ☐申込無（家庭保育 ・ 認可外等）		
	(　　) 個人番号：		年　月　日	☐申込有（保育所等 ・ 幼稚園等） ☐申込無（家庭保育 ・ 認可外等）		
生活保護の適用の有無	無　・　有(　　年　　月　　日保護開始)					

④在宅障がい者（申請子ども以外に障がい者がいる場合は記入してください。）

氏名（申請子どもとの続柄）	手帳の種類および等級
(　　)	(　　級)

⑤税情報等の提供に当たっての署名欄

米原市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税
を含む。）および世帯情報を閲覧すること、ならびにその情報に基づき決定した保育
育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者名　　**米原　太郎**

「はい」を選択すると調整の点数が減点となります。

⑥育児休業の延長（“はい”を選んだ場合、利用調整における指数が減点となります。）

希望する保育所等を利用できない場合は、育児休業の延長をすることができるか。	はい　・　いいえ

市

以下、記入不要

可　・
(否とす

□認定こ
□幼稚園

*施設記載

受付年

施　　）

利用

※1

こちらに記載された内容と保育必要理由により保育必要量（保育標準時間、保育短時間）を認定します。保育標準時間の認定要件を満たしていても保育短時間を希望された場合は保育短時間として認定します。

保育必要量に対する利用時間

保育標準時間：7：30～18：30 の利用もしくは 7：00～18：00 の利用

保育短時間：8：30～16：30 の利用もしくは 8：00～16：00 の利用

※施設により利用時間が異なります。「米原市の保育所・認定こども園・小規模保育事業所の案内」で御確認ください。

※記入される利用曜日や時間はあくまで目安であり、実際の利用曜日等は就労証明書等保育を必要とする証明書の内容によりますので御注意ください。

（裏面）

保育所・認定こども園等や子育てに関する御相談は、

保育幼稚園課まで、、、（電話　0749－53－5133）